



平成 26 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 ク ル ー ズ 株 式 会 社
 (コード番号 2138:東証 JASDAQ スタンド) ー
 所 在 地 東 京 都 港 区 六 本 木 六 丁 目 10 番 1 号
 六 本 木 ヒ ル ズ 森 タ ワ ー
 代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 小 淵 宏 二
 問 合 せ 先 経 営 戦 略 本 部 担 当 執 行 役 員 津 田 哲 也
 電 話 番 号 (03) 5786-7080

第 9 回 及 び 第 10 回 新 株 予 約 権 (第 三 者 割 当 て) (行 使 価 額 修 正 条 項 付) の 発 行 並 び に 第 三 者 割 当 て 契 約 に 関 す る お 知 ら せ

当社は、平成 26 年 2 月 20 日開催の取締役会により、第 9 回及び第 10 回新株予約権 (第三者割当て) (以下「本新株予約権」といいます。) の発行 (以下「本件第三者割当て」といいます。) 及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、UBS AG London Branch (以下「UBS」又は「割当予定先」といいます。) との間で、本新株予約権にかかる第三者割当て契約 (以下「第三者割当て契約」といいます。) を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 26 年 3 月 7 日
(2) 発行新株予約権数	総計 12,818 個 (第 9 回新株予約権は 6,409 個、第 10 回新株予約権は 6,409 個)
(3) 発 行 価 額	総額 23,008,310 円 (第 9 回新株予約権 1 個当たり 2,090 円、第 10 回新株予約権 1 個当たり 1,500 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：1,281,800 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) なお、(6) に記載のとおり、行使価額は修正される可能性があります。潜在株式数は 1,281,800 株で一定です。 本新株予約権の行使に際して交付する株式において、当社は保有する自己株式 (1,493,400 株) の一部を優先的に活用する予定です。
(5) 資 金 調 達 の 額 (新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	15,011,068,310 円 (差引手取概算額) (注)
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 項	第 9 回新株予約権 当初行使価額 7,800 円 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額 7,800 円 第 10 回新株予約権 当初行使価額 15,600 円 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額 15,600 円 行使価額は、割当日の翌取引日 (平成 26 年 3 月 10 日) 以降、新株予約権の各行使請求の効力発生日の前日まで (当日を含みます。) の 3 連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (以下「終値」といいます。) (但し、同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値) の単純平均値の 92% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が当初行使価額 (以下「下限行

	使価額」といいます。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、UBS AG London Branch に全て割り当てます。
(8) そ の 他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、第三者割当て契約を締結する予定です。第三者割当て契約において、本新株予約権の行使指定及び行使停止指定、買戻義務、譲渡制限、ロックアップ等を定める予定です。詳細については、下記「7. 割当予定先の選定理由等 (7) その他」をご参照ください。 本新株予約権を行使請求できる期間は、平成26年3月10日から平成28年3月9日までとなります。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。当初行使価額が下限行使価額と同額であり、修正後の行使価額は当初行使価額を下回ることはないため、行使価額が修正された場合には、資金調達額は増加します。但し、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社の主な事業領域であるモバイルインターネット業界はスマートフォンの本格的な普及が進む中、今後のインターネットビジネス市場全体において高い成長が見込める市場です。その中で、当社が主力事業と位置付けているソーシャルゲーム市場は、急速に市場を拡大しており、日本国内でソーシャルゲーム市場が立ち上がった平成19年度には4億円規模でありましたが、平成24年度には4,351億円（一般社団法人日本オンラインゲーム協会調べ）になり、僅か5年で1,000倍以上の急成長を遂げ、ゲームソフト市場で最大規模に成長しました。また、今後もソーシャルゲーム市場の成長は継続する見込みで、国内市場規模は平成25年度が6,099億円、平成30年度が8,328億円と、年平均成長率6.4%で推移する見込み（野村総合研究所調べ）です。また、世界の市場規模につきましても、平成24年度が8,000億円、平成29年度が1.7兆円（International Data Corporation調べ）と大きな成長が予想されております。加えて、当社が注力事業と位置付けるEコマース市場の市場規模につきましても日本国内で平成25年度に11.5兆円、平成30年度が20.8兆円と、年平均成長率が12.6%で推移すると予想されております（野村総合研究所調べ）。

こうした市場環境の中、当社は、(i) ソーシャルゲーム開発・配信及び(ii) ファストファッション通販サイト SHOPLIST.com by CROOZ（以下「SHOPLIST」といいます。）の運営を主な事業とし、(i)において、平成26年1月6日に発表した「クルーズ、スマートフォン・タブレット向けレーシングバトルゲーム『ACR DRIFT』iOS 端末向けにオーストラリア先行配信開始のお知らせ」の通り、当社初のネイティブアプリの先行配信を行っており、現在7本のゲーム開発を進めております。また、適切なタイミングでテレビCM等の大規模なプロモーションを実施する方針です。(ii)において、SHOPLISTはサービス開始1年3ヶ月で売上が5倍に成長しており、業績を牽引しているレディースに加え、メンズやキッズのカテゴリを開始する等、更なる業績拡大を目指しております。

また、当社は事業拡大及び競争力の強化を目的として、平成25年4月において、ソーシャルゲームの開発及び提供を中心とした開発会社である株式会社BANEX JAPANの全株式を取得して連結子会社とし、同年7月において同社を吸収合併しました。加えて、ネイティブアプリ分野につきましても積極的に新規タイトルの開発を進めている他、世界市場でのマーケットシェアを拡大させるため、市場規模が大きく且つ成長性の高い地域でのマーケティングやプロモーションを目的として、アメリカ（サンフランシスコ）、シンガポール、韓国（ソウル）に続き、同年8月において、ドイツ（ベルリン）に当社100%出資の子会社CROOZ Europe GmbHを設立、平成26年2月にはイギリス（ロンドン）及びフランス（パリ）に新拠点を設立するなど、海外展開を加速させております。

このような事業環境及び当社の近年の取り組みの中、更なる事業拡大を目指していく上で、日本国内のソーシャルゲーム市場及びEコマース市場でのシェアの向上や成長著しいネイティブアプリの開発及び海外市場への更なる展開を引き続き最重要項目として位置付けております。

以上のような状況を総合的に勘案して、今般当社は、国内外における加速度的な成長に向けて、積極的にM&A、資本・業務提携、知的財産権の取得等を促進し、また、テレビCM等の大規模なプロモーションにつきましても積極的に取り組んでおりますが、こうした取り組みを財務面でサポートするための機動的な資金調達を目的として、第三者割当による新株予約権の発行を実施することにいたしました。

今回の資金調達に際し、第9回新株予約権及び第10回新株予約権の行使価額が異なる2回号に分けた背景としては、2回号の新株予約権ともに上述の成長資金に充当するものの、第9回新株予約権の行使による調達金

額を成長資金として活かし、その成長が実現した際の株価上昇局面において、第10回新株予約権により更なる資金調達を機動的に実施することを企図しています。具体的な資金使途は、①グローバルでの事業展開や開発体制強化、ユーザー拡大につながるソーシャルゲーム企業、当社の事業拡大及び競争力強化を加速的に進める上で有力な企業等とのM&A、資本・業務提携等、の実施、②ソーシャルゲーム、その他既存・新規事業に係る国内外の知的財産権（映画等メディアに係る著作権、ソーシャルゲーム開発のためのソースコード等）の取得、及び③事業拡大を加速させるためのソーシャルゲーム、その他既存・新規事業に係る大規模プロモーション等（テレビCM等）のマーケティング活動費用等です。

3. 資金調達方法の選択理由

当社は、上記の資金調達を行うために、様々な資金調達の見込先と多様な資金調達方法を検討いたしました。公募増資、第三者割当増資、株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）、借入れ等の各種資金調達方法には下記（他の資金調達方法との比較）に記載したデメリットがある一方、割当予定先より提案を受けた本件第三者割当てのスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記（本スキームの特徴）に記載しているデメリットはありながらも、それを上回る下記（本スキームの特徴）に記載している特徴があることから、本スキームによる資金調達方法は、当社が資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、当社の既存株主に与える株式価値の希薄化を極力抑制することが可能となるメリットを有しているといえます。すなわち、既存株主の利益に配慮しながら、当社の資金ニーズを満たしうる、現時点における最良の資金調達方法であると判断いたしました。そのため、本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達をしようとするものです。なお、本スキームに関して、当社と割当予定先との間で合意することが予定されている、本新株予約権の行使指定、行使停止指定等の詳細については、下記「7. 割当予定先の選定理由等（7）その他」をご参照ください。

以下、本スキームの主な特徴を記載します。

（本スキームの特徴）

- ① 株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を2回号に分け、予め将来の株価上昇を見込んだ2通りの行使価額を設定しております。現在の当社株価水準に比べると相当程度高い水準に行使価額が設定されておりますが、当社としては、既存株主に与える株式価値の希薄化に最大限配慮した上で設定された水準であり、合理的かつ妥当な株価水準であると考えております。また、当社を含めたソーシャルゲーム業界の企業の株価は相対的にボラティリティが高いことに鑑み、当社の目指す株価水準における資金調達を機動的に行うために、予めエクイティ・ファイナンスの実施を可能にする枠組みを設定しております。
- ② 本新株予約権には行使価額の上方修正条項が付いているため、当社株価が行使価額を上回って上昇した場合、行使価額が上方修正されます。これによって、資金調達額は当初予定していた金額よりも増大することになり、当社株価の上昇によるアップサイドを享受することができます。
- ③ 本新株予約権は、原則として、割当予定先の裁量により新株予約権の行使が進みますが、行使指定条項が付いているため、当社に資金需要が発生し、割当予定先による新株予約権の早期の行使を希望する場合には、行使指定通知書の交付の日の直前の取引日における終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）が下限行使価額以上であること等、一定の条件のもとで、行使すべき新株予約権の数を指定することでより機動的に資金調達を実施することが可能です。
- ④ 本新株予約権には、当社の裁量により希薄化の程度及び時期の調整ができるよう行使指定条項に加えて行使停止指定条項を付しております。市場環境等を勘案の上、株価への影響に配慮しつつ、新株予約権の行使指定又は行使停止指定を行うことができますので、新株式の発行と比べて、希薄化の程度及び時期を当社の裁量によりコントロールすることができます。また、新株予約権の目的である当社普通株式数は1,281,800株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていることにより、希薄化が限定されております。
- ⑤ 本新株予約権については、行使価額が現在の当社株価水準に比べると相当程度高い水準に設定されているため、当社株価が今後上昇せず、行使価額に到達せずに推移した場合には、新株予約権の行使がなされず、割当予定先による本新株予約権の行使が進まないことにより、資金調達額が当社の想定よりも減少する可能性があります。本新株予約権の発行は、当社が中長期的な目標としている株価水準における機動的なエクイティ・ファイナンスの実施を可能にする枠組みを予め設定しておくことを企図しているものです。
- ⑥ 本新株予約権の行使価額の下限は、当初行使価額の100%に相当する金額（但し、一定の場合に調整がなされます。）であることから、当社普通株式1株当たりの価値の希薄化が一定程度制限されております。

- ⑦ 当社は、本新株予約権に付された取得条項の発動として、本新株予約権の発行価額と同額の金銭を支払うことにより、本新株予約権の全部又は一部を取得することができるため、将来的に本新株予約権による資金調達の実現性がなくなった場合、より有利な資金調達方法が見つかった場合等には、当社は、本新株予約権を取得、消却することが可能であり、本新株予約権の発行後も当社資本政策の柔軟性が確保されております。なお、当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行う場合は、発行価額と同額で本新株予約権の全部を取得します。
- ⑧ 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、したがって、本新株予約権の行使後当社普通株式は売却されることになるため、一定の売り圧力が市場に生じ、当社普通株式の株価の下落局面ではさらなる下落もありえるというデメリットがあります。しかしながら、割当予定先は、当社、当社の役員及び当社の大株主と割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はなく、市場動向を勘案しながら売却する方針であり、また、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計1,281,800株に対し、当社普通株式の過去3ヶ月間における1日当たり平均出来高は1,053,128株であり、十分な流動性を有していることから、かかるデメリットは一定程度緩和されるものと見込んでおります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、当社を含めたソーシャルゲーム業界の企業の株価は相対的にボラティリティが高いため、当社の資金需要に合わせた、適時に機動的な資金調達の確保の観点からは適切でないと考えられます。
- ② 第三者割当増資は、当社の株主構成及び会社経営・支配権に割当先からの影響を及ぼされると考えられること、また即時の株式発行を伴うものであり、上記の公募増資同様将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすことから、株価に対する直接的な影響が大きいと考えます。
- ③ MSCBは、発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、希薄化率が大きく変化し、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ④ 借入れによる資金調達は、調達予定金額全額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれます。

以上の理由により、当社は、本スキームが現時点における最良の資金調達方法であると判断しております。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 本新株予約権に係る調達資金	15,020,068,310円
本新株予約権の払込金額の総額	23,008,310円 (第9回新株予約権13,394,810円 第10回新株予約権9,613,500円)
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	14,997,060,000円 (第9回新株予約権4,999,020,000円 第10回新株予約権9,998,040,000円)
② 発行諸費用の概算額	9,000,000円
③ 差引手取概算額	15,011,068,310円

- (注) 1. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正された場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加します。その結果、払込金額の総額は増加します。権利行使期間内に本新株予約権の行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。その結果、払込金額の総額は減少します。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 海外展開及び開発体制強化等を目的としたソーシャルゲーム企業、当社の事業拡大及び競争力強化を加速度的に進める上での有力な企業とのM&A、資本・業務提携関連費用	10,000	平成26年3月～ 平成28年9月
② ソーシャルゲーム、その他既存・新規事業に係る国内外の知的財産権の取得費用	3,000	
③ ソーシャルゲーム、その他既存・新規事業に係る大規模プロモーション等のマーケティング活動費用	2,000	

- (注) 1. 具体的な使途について、①ソーシャルゲーム企業、当社の事業拡大及び競争力強化を加速度的に進める上での有力な企業とのM&A、資本・業務提携関連費用については、現時点で決定した案件はありません。②ソーシャルゲーム、その他既存・新規事業に係る国内外の知的財産権の取得費用は、映画等メディアに係る著作権、ソーシャルゲーム開発のためのソースコード等が考えられるものの、現時点で決定した案件はありません。③ソーシャルゲーム、その他既存・新規事業に係る大規模プロモーション等のマーケティング活動費用については、テレビCMなど大規模なプロモーション等を適切なタイミングで行う方針であるものの、現時点で決定している具体的な計画はありません。なお、具体的な資金使途が確定した場合は、適切に開示します。
2. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1) 調達する資金の額」に記載のとおり15,011,068,310円です。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断により、また本新株予約権の行使価額は上方修正される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。そのため、上表の支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額及び使途については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、資金使途及びその内訳が大幅に変更された場合は、適切に開示します。また、①～③の具体的な使途について調達資金の配分に係る優先順位は設定しておらず、案件の進捗状況及び資金調達が実現した状況等に鑑み、調達資金を配分する予定です。
3. 本新株予約権による資金使途は、主に「M&A関連費用及び知的財産権の取得費用」でありますので、本新株予約権による資金調達が進まない状況においてそれら案件の進捗状況に応じて資金が必要となった場合には、当社手持ち資金を充当し又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する予定です。
4. ①及び②の資金使途が主に「M&A関連費用及び知的財産権の取得費用」という性質上、案件が当初の想定通りに成立せず、調達した資金が上記支出予定時期において当該費用に全て充当されない場合も考えられます。その場合、当社は、引き続き新たな案件の検討を続けたいうえで、上記支出予定時期以降においても、M&A及び資本・業務提携関連費用並びに知的財産権の取得費用に使用する考えであります。また、③の資金使途が主に「ソーシャルゲーム、その他既存・新規事業に係る大規模プロモーション等のマーケティング活動費用」という性質上、ソーシャルゲームのグローバル配信等の大規模なプロモーションを要する案件又はゲーム配信等が当初の想定通りに成立せず、調達した資金が上記支出予定時期において当該費用に全て充当されない場合も考えられます。その場合、当社は、引き続き新たな案件の検討を続けたいうえで、上記支出予定時期以降においても、適切なタイミングで行う国内・海外における大規模プロモーション等のマーケティング活動費用に使用する考えであります。
5. 調達した資金につきましては、具体的な資金使途に充当するまでの間は、銀行預金にて管理することといたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による新株予約権の行使による調達資金を、上記「4. (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の具体的な使途に充当することで、ソーシャルゲーム市場及びEコマース市場におけるシェア拡大及び当社の企業価値の向上、ひいては株主価値の増加につながるものと考えております。したがって、当該資金の使途には合理性があるものと判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区赤坂二丁目11番15号 代表取締役 黒崎知岳）

（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、出来高水準に伴う割当予定先の株式売却の制約等について一定の前提を置き、当社の資金調達需要が行使期間にわたって一様に分散的に発生するといった一定の前提の下で当社による行使指定及び行使停止指定がなされること並びに割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使期間にわたって当社の資金調達需要に対応した権利行使がなされることを仮定しており、割当予定先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準（他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準）を想定して、本新株予約権及び第三者割当て契約で定められた各条件を考慮のうえ、本新株予約権の価格の評価を実施しています。当社は、当該算定機関の評価（以下「赤坂国際会計評価書」といいます。）を参考にしつつ、本新株予約権1個の発行価額を、第9回新株予約権は2,090円、第10回新株予約権は1,500円といたしました。当該発行価額は、赤坂国際会計評価書で示された本新株予約権の価格の評価結果のレンジ内におさまっており、また、上記「3. 資金調達方法の選択理由」及び下記「7. 割当予定先の選定理由等（7）その他」に記載した本スキームの内容や本スキームの特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価額が合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日（平成26年2月20日）の前日（平成26年2月19日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を、第9回新株予約権は89.78%、第10回新株予約権は279.56%、それぞれ上回る額としました。

当社監査役全員も、赤坂国際会計は、新株予約権の評価単価の算定について豊富な経験を有しており、その専門家としての能力について、特段問題となる点はないと考えられること、及び本件における算定方式としてモンテカルロ・シミュレーションを採用することについては合理性を有していると考えられることから、赤坂国際会計評価書において置かれている前提条件及び適用されたパラメーターの適切性・合理性等が認められれば、本評価書における本新株予約権の評価単価の算定結果に依拠できるものと考えられることができること、また、赤坂国際会計は、①当社と顧問契約関係がなく、当社及び当社経営陣から独立していると認められること及び②本スキームに関して割当予定先とは契約関係のない独立した立場で本評価書を提出していると認められることから、本評価書の作成自体については、公正性を疑わせる事情はないことを前提に、前提条件及び適用されたパラメーターの適切性・合理性等を検討し、これらが合理的ないしは適切であると判断し、本スキームの内容や本スキームの特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数は合計1,281,800株（議決権数12,818個）であり、平成26年2月19日現在の当社発行済株式総数12,818,000株（議決権数113,246個）を分母とする希薄化率は10.00%（議決権の総数に対する割合は11.31%）に相当します。しかしながら、今回の資金調達により、上記記載の通り、本格的な世界展開に伴うM&A、資本・業務提携の加速化等により企業価値の向上を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

また、①当社は、行使停止により一定程度本新株予約権の行使をコントロールすることが可能であり、また、②当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であり、さらに、③本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計1,281,800株に対し、当社株式の過去3ヶ月間における1日当たり平均出来高は1,053,128株であり、一定の流動性を有しており、また、割当予定先は、当社、当社の役員及び当社の大株主と割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はなく、市場動向を勘案しながら売却する方針であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	UBS AG London Branch		
(2) 所 在 地	連合王国 EC2M 2PP ロンドン フィンスバリーアベニュー 1 (1 Finsbury Avenue, London, EC2M 2PP, United Kingdom)		
(3) 代表者の役職・氏名	最高経営責任者(CEO) セルジオ P. エルモッティ (Sergio P. Ermotti)		
(4) 事 業 内 容	投資銀行業務及び証券業務		
(5) 資 本 金	42,179 百万スイス・フラン (連結、平成 25 年 12 月 31 日時点)		
(6) 設 立 年 月 日	昭和 53 年 2 月 28 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	3,842,002,069 株 (平成 25 年 12 月 31 日時点)		
(8) 決 算 期	12 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	60,205 名 (グループ全体、平成 25 年 12 月 31 日時点)		
(10) 主 要 取 引 先	投資家及び発行体		
(11) 主 要 取 引 銀 行	-		
(12) 大株主及び持株比率	チェース・ノミニーズ・リミテッド (11.73%) シンガポール政府投資公社 (6.39%)		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当該会社が平成 26 年 2 月 19 日現在、当社の普通株式 26,000 株 (発行済み株式数の 0.20%) を保有しているほか、当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社と当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期
連 結 純 資 産	48,530	45,895	48,002
連 結 総 資 産	1,416,962	1,259,232	1,009,860
1 株当たり連結純資産 (スイス・フラン)	12.95	12.25	12.74
連 結 営 業 収 益	27,788	25,443	27,732
連 結 当 期 純 損 益	4,406	△ 2,235	3,381
1 株当たり連結当期純利益 (スイス・フラン)	1.08	△ 0.67	0.83
1 株当たり配当金 (スイス・フラン)	0.10	0.15	0.25

(単位：百万スイス・フラン。特記しているものを除く)

(注) なお、割当予定先および割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社としては様々な資金調達先を検討して参りましたが、UBSグループの日本法人であるUBS証券株式会社より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。また、UBSグループは、①当社のニーズを充足するスキームの提供を含め、多様な金融商品を持ち、且つ新株予約権の買取業務において多くの実績を残していること、②国内外の顧客基盤が充実しており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③IRサポート業務を含めた総合的なサービスの提供を行う

ことができること等を総合的に勘案し、UBSを割当予定先として決定いたしました。

本新株予約権の募集に関連して、当社はUBSに対して、第三者割当て契約締結日以降、(イ)割当日から180日間が経過した日又は(ロ)未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、UBSの事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券（以下に定義します。）の発行（株式分割及び株式無償割当てを含みません。）若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。

「ロックアップ対象有価証券」とは、当社の普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び発行会社の普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られません。）をいいますが、かかる普通株式及び有価証券のうち、(イ)当社及び当社の子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使により発行又は処分されるもの、(ロ)第三者割当て契約の締結日において既に発行されている新株予約権の行使により発行又は処分されるもの、(ハ)資本提携契約に伴って実施される第三者割当てにより発行又は処分されるもの、並びに(ニ)本件第三者割当て及び本新株予約権の行使に関連して発行又は処分されるものを除きます。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるUBS証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取決めはありません。割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有していないとのことです。但し、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を市場動向を勘案しながら売却する方針であるとのことです。「(7) その他 ⑥制限超過行使について」に行使制限措置について記載しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先において本新株予約権の払込金額の総額の払込み及び行使に要する資金は確保されている旨の報告を、本件の斡旋を行うUBS証券株式会社の担当者から口頭で受けるとともに、割当予定先であるUBSの本店であるUBS AGの平成25年アニュアルレポート記載の平成25年12月31日現在の通期連結財務諸表から純資産額は48,002百万スイス・フラン及び現預金は80,879百万スイス・フラン（それぞれ約5兆5,346億円、約9兆3,253億円、換算レート1スイス・フラン115.30円（平成26年2月19日の仲値））と確認しているほか、当該資金の払込みについては第三者割当て契約において割当予定先の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社、当社の役員及び当社の大株主と割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるUBSの本店であるUBS AGは、その株式をスイス連邦国内のスイス証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、スイス連邦の行政機関である連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA)）の監督及び規制を受けております。また、割当予定先は、英国金融サービス機構（Financial Services Authority）の監督及び規制を受けております。

当社は、連邦金融市場監督機構ホームページ、英国金融サービス機構ホームページ、UBS AGのアニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うUBS証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容を踏まえ、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力と一切関係ないことを確認しております。

(7) その他

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、下記の内容を含む第三者割当て契約を締結いたします。

① 行使指定

本新株予約権は、既に行使指定条項による行使指定がなされている場合、または②記載の行使停止指定条項に基づく行使停止指定がなされた場合を除き、原則としていつでも割当予定先の裁量で本新株予約権を行使できる仕組みとなっており、当社株式の時価が行使価額を上回っているときには速やかに新株予約権の行使が進んでいくことが期待できる仕組みとなっております。一方で、当社が機動的な資金調達を希望した際には、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を当社が指定（以下「行使指定」といいます。）できる仕組みとなっており、割当予定先は、かかる行使指定に従って一定の条件及び制限の下で、指定された数の本新株予約権を20取引日の期間中に行使することをコミットします。

但し、本新株予約権の行使指定をする際には、当社が一度に行使指定を行うことのできる新株予約権の数は、その対象となる株式数が、行使指定のなされる日の前取引日まで（同日を含む。）の22取引日又は66取引日における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の3日分を超えないように行使指定を行う必要があります。また、行使指定の直前の取引日における当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、当社株式に係るインサイダー情報がある場合、当社の財務状況又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など、一定の条件の下では、当社は行使指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の行使指定を行う都度開示いたします。

② 行使停止指定

当社は、割当予定先に対して、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。よって、通常時においては原則割当予定先の裁量によって行使がなされていくものの、停止指定の期間（3取引日以上、60取引日以内の期間（但し、当該期間の末日が平成28年3月9日より後の日とならない日数の期間とします。））及び停止指定の対象となる本新株予約権の数は当社の裁量により決定することができ、また、複数回の停止指定を行うことが可能です。さらに、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。このように、当社の自主的な判断により随時停止指定を行うことが可能であるため、当社の資金需要、株価動向、希薄化の進展等を総合的に判断したうえで、柔軟な資金調達が可能となります。なお、当社は停止指定を行う都度開示いたします。

③ 買戻義務

当社は、平成28年3月9日に、その時点で残存する本新株予約権の全部を発行価額で買い取る義務を負います。

④ 譲渡制限

割当予定先による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を必要とします。割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、割当予定先は、当社の本新株予約権の行使指定、行使停止指定及びその取消しを行う権利に対応する義務等、第三者割当て契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

⑤ ロックアップ

当社は割当予定先に対して、第三者割当て契約締結日以降、(イ)割当日から180日間が経過した日又は(ロ)未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券（上記「7. 割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由」において定義します。）の発行（株式分割及び株式無償割当てを含みません。）若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。

⑥ 制限超過行使について

原則として、行使価額修正条項付新株予約権等については、株式会社東京証券取引所の上場規程及び同施行規則並びに日本証券業協会の規則（以下「規程等」といいます。）により、制限超過行使（ある暦月において、当該暦月において行使価額修正条項付新株予約権等の行使により交付されることになる株式の数の合計が、当該新株予約権等の払込期日時点の上場株式数の10%を超えることとなる新株予約権等の行使）が禁止されており、規程等に基づき行使を制限する措置を講じております。本新株予約権については、発行決議日時点においては、その対象となる株式の数が当社上場株式数の10%を超えないため、制限超過行使は行われ得ないものと考えられます。しかしながら、本新株予約権の発行後に、行使価額及び割当株式数の調整を必要とする事由が発生した、又は当社が本新株予約権とは別の行使価額修正条項付新株予約権等（当該行使価額修正条項付新株予約権等の行使期間が本新株予約権と重複するも

の)を発行した等の理由で、本新株予約権が制限超過行使の対象となることとなった場合であっても、本新株予約権に関しては、制限超過行使は禁止されません。これは、本新株予約権の行使価額が発行決議日の終値以上に設定されていることから、規程等に基づき、当社及び割当予定先の合意によって例外的に許容されるものです。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成25年9月30日現在）		
氏名又は名称	所有株式数（株）	持株比率（%）
小渕 宏二	4,675,000	36.51
田澤 知志	1,020,000	7.96
日本証券金融株式会社	723,800	5.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	207,700	1.62
株式会社ブレア	167,000	1.30
楽天証券株式会社	118,800	0.92
MLI EFG NON COLLAT NON TREATY ACCT	86,700	0.67
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCJ JAPAN	66,400	0.51
野村信託銀行株式会社（投資口）	55,700	0.43
日下 政人	41,400	0.32

- (注) 1. 上記の所有株式数につきましては、平成25年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし、平成25年10月1日付の株式分割（1：100）を加味して記載しております。
2. 上記の持株比率は、少数点以下第3位を切り捨てて算出しております。
3. 上記「7. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておりませんので、本新株予約権に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持分比率」は表示しておりません。
4. 上記のほか、当社は自己株式1,493,400株を保有しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成26年3月期当社連結業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、平成26年2月19日現在の総議決権数に対して最大11.31%の希薄化であり、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者からの当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	5,282百万円	8,935百万円	13,878百万円
営業利益	1,130百万円	1,955百万円	1,923百万円
経常利益	1,129百万円	1,955百万円	1,937百万円
当期純利益	656百万円	1,139百万円	1,176百万円
1株当たり当期純利益	5,938.93円	8,965.54円	10,103.55円
1株当たり配当金	1,500円	1,500円	1,500円
1株当たり純資産	12,680.19円	20,147.66円	23,770.65円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	12,818,000株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	1,165,400株	9.0%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	12,818,000株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	2,447,200株	19.0%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	2,447,200株	19.0%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(注) 上記潜在株式数は、本新株予約権に係る潜在株式数に当社役職員向けのストックオプションに係る潜在株式数1,165,400株を加えたものであります。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始 値	1,540円	728円	1,030円
高 値	3,875円	1,589円	2,053円
安 値	605円	643円	416円
終 値	723円	1,039円	1,635円

(注) 平成25年4月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っており、上記に表示された株価は全て株式分割調整後の価額を遡及して表示しております。

② 最近6か月間の状況

	平成25年 9月	平成25年 10月	平成25年 11月	平成25年 12月	平成26年 1月	平成26年 2月
始 値	3,010円	3,450円	3,810円	3,440円	4,165円	4,275円
高 値	3,625円	4,450円	3,835円	4,220円	6,110円	4,515円
安 値	2,940円	3,245円	3,010円	3,370円	4,135円	3,405円
終 値	3,340円	3,770円	3,545円	4,130円	4,415円	4,110円

(注) 1. 平成25年4月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っており、上記に表示された株価は全て株式分割調整後の価額を遡及して表示しております。
2. 平成26年2月の株価については、平成26年2月19日現在で表示しております。

③ 発行決議日の前営業日における株価

	平成 26 年 2 月 19 日
始 値	3,900円
高 値	4,285円
安 値	3,900円
終 値	4,110円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はございません。

以上

**クルーズ株式会社第9回新株予約権（第三者割当て）
発行要項**

1. 本新株予約権の名称
クルーズ株式会社第9回新株予約権（第三者割当て）(以下「本新株予約権」という。)
2. 申込期間
平成26年3月7日
3. 割当日
平成26年3月7日
4. 払込期日
平成26年3月7日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をUBS AG London Branchに割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式640,900株とする（本新株予約権1個当りの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
6,409個
8. 各本新株予約権の払込金額
金13,394,810円（本新株予約権1個当たり2,090円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初7,800円とする。
10. 行使価額の修正
行使価額は、割当日の翌取引日（平成26年3月10日）以降、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の前日まで（当日を含む。）の3連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の単純平均値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、修正後の行使価額が当初行使価額（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変

更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五

入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成26年3月10日から平成28年3月9日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,090円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,090円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社の資金調達需要、出来高水準に伴う割当先の株式売却の制約等について一定の前提を置き、割当先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準（他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準）を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金2,090円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成26年2月19日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の189.78%に相当する金額とした。
19. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 麹町支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
23. その他
- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

**クルーズ株式会社第10回新株予約権（第三者割当て）
発行要項**

1. 本新株予約権の名称
クルーズ株式会社第10回新株予約権（第三者割当て）(以下「本新株予約権」という。)
2. 申込期間
平成26年3月7日
3. 割当日
平成26年3月7日
4. 払込期日
平成26年3月7日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をUBS AG London Branchに割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式640,900株とする（本新株予約権1個当りの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
6,409個
8. 各本新株予約権の払込金額
金9,613,500円（本新株予約権1個当たり1,500円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初15,600円とする。
10. 行使価額の修正
行使価額は、割当日の翌取引日（平成26年3月10日）以降、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の前日まで（当日を含む。）の3連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の単純平均値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、修正後の行使価額が当初行使価額（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変

更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五

入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成26年3月10日から平成28年3月9日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,500円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,500円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社の資金調達需要、出来高水準に伴う割当先の株式売却の制約等について一定の前提を置き、割当先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準（他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準）を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金1,500円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成26年2月19日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の379.56%に相当する金額とした。
 19. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
 20. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 麹町支店
 21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
 22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 23. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上